

経営評価部会提言のポイント(H21.2)

これからの府と出資法人との関係について

- 大阪維新プログラム(案)において、出資法人に対する財政的・人的支援を解消し、可能な限り、自立的経営を目指すという方向性を鮮明にした。

1. 指定出資法人の範囲(指定の基準)

【課題認識】府が法人経営に対し、指導的役割をもって関与する基準(指定の基準)を明確に示しておくことが必要。

【提言】

- ◆ 指定出資法人の範囲(基準)は、出資比率の重要性はもちろん、府の施策目的実現の観点から、法人経営にどれだけ実質的に関わっているかを重視すべきであり、検討するにあたっては、以下の視点を反映させるべき。
 - ・ 府の施策目的と密接な関係を有した事業を、当該法人において実施しているか。
 - ・ 府がどの程度の出資、人的・財政的関与を行っているか。
 - ・ 仮に法人が財務的に重大な損失を生じさせた場合、府に対して不利益が生じる惧れはないか。
- ◆ 自立化し、府の人的・財政的関与がなくなった法人に対しては、その実態を踏まえ、指定出資法人としないなど府と法人の実質的關係について留意すべき。
- ◆ 出資比率が低くても、経営状況に重大な課題を有した法人がある場合には、出資者あるいは設立に関与した者として、必要な指導調整が行われるべき。

- 見直し案
 - ・ 指定基準の具体化、自立化法人の新設
 - ・ その他の出資法人への関与の明確化

2. 関与の内容

【課題認識】出資法人の見直しにあたっては、法人の経営努力と府が法人の自立化をサポートすることが必要。

【提言】

- ◆ 府の法人に対する関与のあり方も、従来のように細かく事前規制を行うのではなく、経営判断を可能な限り法人に委ね、府はその結果を評価し、改善指導を講じる方向に移行すべき。
- ◆ 自立的経営に向け、中期経営計画が従来以上に重要になる。計画策定・見直しの際には、府との十分な協議を通じて、府と法人の共通認識を形成しながらすすめることが必要。

- 見直し案
 - ・ 中期経営計画を出資法人課協議事項として新たに位置づけ
 - ・ 計画策定を前提に採用、承認、組織体制等の細かな事前承認手続を廃止

3. 経営評価制度の改正

【課題認識】現在の経営評価の啓発的效果、意識改善効果は導入当初に比べて薄らいでおり、自己評価を中心とした評価方法自体も抜本的な改善が必要な段階。

【提言】

- ◆ 経営評価は、法人のビジョン実現に向けて、現時点の取組が計画どおりに進んでいるのか、取り組み自体に問題がないのかを的確に把握、評価し、改善を検討できるものとするべき。
- ◆ 出資法人は、府が提示したミッションに対して、より高い効果を追求することが本来の姿。府の審査・評価にあたっては、法人の現状・取組成果をどう受け止め、何を求めるのかを読み取れるよう留意されたい。
- ◆ 利用者満足度等、府民からの評価やサービスの質に対する評価を把握し、改善を講じることが重要。

- 見直し案
 - ・ 自己評価中心から、経営目標達成状況を中心とした評価制度に改正
 - ・ CS調査を活用して法人事業へのニーズ、事業効果等を評価

最後に

- 出資法人改革の成否は結局、そこに携わる関係者の意識にかかっている。法人を守るだけの姿勢では真の自立化は実現できない。法人の取組を正しく評価する姿勢を保たれたい。